

文化施設の感染症防止対策事業（補助金）

よくあるお問い合わせ vol. 2 :

2020/06/05

【補助事業者】

Q:公演の中止ではなく、無観客配信という形をとったが、対象になりますか。

A: コロナ禍により当初予定の公演ができなかったのが対象となります。

Q:自治体から指定管理施設の申請を行うが、自己負担分が指定管理料の中からとなるので、自治体としては費目が全て「委託費」となる。44Pの費目が、備品購入費ではなく、委託費でも差し支えないか。

A: 補助事業は、補助事業者が契約して実施するものですので、「指定管理料」で指定管理者に「委託」するものは対象外となります。その場合は、指定管理者が施設の管理者として補助事業の申請をいただくこととなります。

【感染症防止事業】

Q: 感染防止を図るためのドアノブの交換、トイレの蓋設置、椅子カバー購入は対象となりますか。

A: 他の目的も含んでいるため対象外です。

Q: ソーシャルディスタンスを取るための床面の足跡マーク等の掲示作成は対象となりますか。

A: 感染症防止に資するため対象となります。

Q: 感染防止事業で既に物品（10万円超）を購入しており、新たに見積もりが取れません。

A: 既に購入された物品は、契約書や領収書を根拠資料として提出ください。

Q: リース費用を計上するにあたり、所有権移転ファイナンス・リース（譲渡権つきリース）も対象となるか。

A: 事業期間内（6ヶ月分以内）分であれば対象となります。

Q: 感染症防止事業で、間仕切りの購入を検討していますが、間仕切りを設置する委託の経費は対象となりますか。

A: 感染症防止事業では、物品の購入やリースを主眼とし、委託を想定していませんが、間仕切りの設置については、必要な物品の確保に類するものと考えられますので、設置に係る委託費も含めて対象とします。委託費として記載ください。

Q：指定管理者としての申請を予定していますが、今年度で指定管理期間が一旦は終了します。購入物品に在庫が発生した場合の帰属はどうなりますか。

A：この事業期間内で使用していただくことが基本です。仮に在庫等が発生した場合は、施設を対象とした事業ですので施設に帰属します。

【空調整備の改修事業】

Q：改修工事は入札となり申請時には事業者が未定なので、予定価格の記載でよいか。また、上限の価格で申請して、入札等で価格が変わった場合は報告書での変更で構わないのか。

A：予定価格を検討する際の参考に見積もりで申請ください。また、実際の契約額や執行額が変わっても問題ありません。

Q：応募書類時の申請は電子入札の落札者の結果通知見積もりでもよいか。

A：落札者の結果通知見積とは、契約見積と同旨ですので、間に合えば、契約見積でお願いします（締切りに間に合わなければ結果通知見積でも構いません）。

【様式～記入】

Q：予定している購入消耗品や空調設備の改修に含まれる内容が、補助事業の対象に含まれるか計りかねています。

A：事前にお問い合わせ確認ください。但し、事業の趣旨・目的、募集案内に沿った中でのお応えとなります。また、最終的には提出いただく要望書の記載内容によつての審査となります。

Q：その他の経費（事務経費）にはどのような経費が当たりますか。

A：各事業の手配等に係る臨時の事務職員や必要となる打ち合わせ旅費、報告書作成費等となります。その他経費の合計額は、いずれかの事業費の上限額内に含めてください。

Q：P28の「文化芸術振興費補助金交付要綱」の第4条（申請の手続）第2項等に記載されている「減額」しなければならない「仕入控除税額」とは、単純に消費税額ではないと思いますが、具体的には何を指すのでしょうか。

A：控除対象仕入税額のうち補助金にかかる部分（消費税の確定申告において控除対象仕入税額に算入した金額）のことをいいます。

【提出～審査】

Q：提出した交付要望書の一部に不備等（対象外の費目が含まれている等）があった場合は、要望自体が不採択になりますか、或いは訂正しての再提出は可能ですか。

A：部分的に不備等があった場合は（内容によりますが）、条件付き採択で交付申請書にて訂正いただくか、その項目部分のみ不採択となり（他は採択）要望額の減額になる場合があります。一旦提出いただいた書類の再提出はできません。